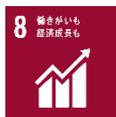


# News Letter

ニュースレター



2023年5月12日



## 執行役員に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

名古屋銀行（頭取 藤原 一郎）は、当行の執行役員に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入いたしますので、下記のとおりお知らせします。

なお、本制度は、2022年5月11日付け「譲渡制限付株式報酬制度の概要決定に関するお知らせ」にて記載した取締役向け譲渡制限付株式報酬制度と同様のものです。

### 記

#### 1. 本制度の導入目的

本制度は、当行の執行役員の経営への参画意識をより高めるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることで、中長期的な企業価値の向上及び持続的な株主価値の向上を図ることを目的とした制度です。

#### 2. 本制度の概要

##### (1) 執行役員に対して発行又は処分される譲渡制限付株式の種類及び総数

本制度に基づき執行役員に対して発行又は処分される譲渡制限付株式は、当行普通株式とし、その数は当行取締役会で決定いたします。

##### (2) 譲渡制限付株式の払込金額

本制度により執行役員に対して発行又は処分される普通株式の1株あたりの払込金額は、当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当行普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、執行役員に特に有利な金額にならない範囲において当行取締役会にて決定いたします。

##### (3) 金銭報酬債権の支給及び現物出資

執行役員は、本制度に基づき当行より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当行普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

##### (4) 譲渡制限付株式割当契約の締結

本制度による当行普通株式の発行又は処分に当たっては、当行と割当てを受ける執行役員との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ①あらかじめ定められた期間、割当てを受けた当行普通株式について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をしてはならないこと
- ②一定の事由が生じた場合には当行が当該普通株式を無償で取得すること

#### 3. 本制度の導入時期

本制度により支給される具体的な金銭報酬債権の額、発行又は処分される株式数、その他の本制度の具体的な内容については、2023年6月23日開催予定の当行取締役会において決定することを予定しております。

以上